

営業秘密保護規定

(2026 年 2 月 24 日付国家市場監督管理総局令第 126 号により公布、2026 年 6 月 1 日より施行)

第 1 条 営業秘密の保護を強化し、公平な競争が行われる市場の秩序を維持するために、「中華人民共和国不正競争防止法」（以下、「不正競争防止法」という）に基づき、本規定を制定する。

第 2 条 事業者は、営業秘密を取得、開示、使用し、又は他人による使用を認める場合には、自由意志、平等、公平、信義誠実の原則に従い、法律・法規・規則及び商業道德を順守し、市場競争に公平に参加しなければならない。

本規定における事業者とは、商品の生産、取扱い又はサービスの提供（以下、「商品」にはサービスを含むものとする）に従事する自然人、法人及び非法人組織をいう。

第 3 条 国家市場監督管理総局は、全国の営業秘密行政保護業務の組織・指導を担当する。

県級以上の地方の市場監督管理部門は、自行政区域内の営業秘密行政保護業務を担当する。

技術上の秘密に係る案件は、一般的に設区市級以上の市場監督管理部門が管轄し、業務上の必要に基づき、国家市場監督管理総局の同意を得て、相応の法執行能力を備えた県級市場監督管理部門が管轄することもできる。

第 4 条 市場監督管理部門は、宣伝・解説の実施、特別研修の開催等の方法を通じて、事業者が営業秘密保護制度を構築・整備するよう指導し、営業秘密の保護に関する意識及び能力を強化し、営業秘密の保護水準の全体的な向上を推進しなければならない。

事業者が営業秘密保護管理体制を構築・整備し、自らの業界の特徴、技術要件、競争優位性等に基づき、効果的な措置を積極的に講じて秘密に係る要素の内部統制とコンプライアンス管理を強化し、営業秘密を侵害する行為を予防・制止することを奨励する。事業者が営業秘密の保護形式のイノベーションを実現し、認証、証拠の固定化等の方法により営業秘密の保護を強化することを奨励する。

業界団体は、業界の自主規制を強化し、自業界の営業秘密保護規範、コンプライアンスの手引きの制定等の方法を通じて、自業界の事業者が法に基づき競争し、市場競争の秩序を維持するよう指導し、適正化しなければならない。

第 5 条 本規定における営業秘密とは、公然と知られておらず、商業的価値を有し、かつ権利者により相応の秘密保持措置が講じられている技術情報、経営情報等の営業上の情報をいう。

技術と関係がある構造、原料、配合、材料、試料、様式、工程、方法、データ、アルゴリズム、コンピュータプログラム、コード等の情報は、第 1 項における技術情報に該当する。

経営活動と関係があるアイデア、管理、販売、財務、計画、サンプル、顧客情報、データ等の情報は、第 1 項における経営情報に該当する。そのうち、顧客情報は顧客の名称（氏名）、住所、連絡方法及び取引の慣行、意向、内容等の情報を含むものとする。

第 6 条 本規定における公然と知られていないとは、営業秘密を侵害した疑いのある行為が発生した時点において、関連の営業上の情報がその該当する分野の関係者に一般的に知られておらず、容易に取得することができないことをいう。

次の各号に掲げる事由は、関連の営業上の情報が公然と知られていることに該当する。

- (一) 当該情報がその該当する分野において一般常識又は業界慣行に該当する。
- (二) 当該情報が製品の寸法、構造、材料、部品の単純な組合せ等に係る内容にとどまり、その該当する分野の関係者が市販製品を観察することにより直接取得することができる。
- (三) 当該情報がすでに公開された出版物又はその他の媒体上で公表されている。
- (四) 当該情報がすでに公開された報告会、展示会等の方法により公開されている。
- (五) その該当分野の関係者がその他の公開されたルートから当該情報を取得することがで

きる。

公然と知られている関連の営業上の情報を整理、改良、加工後に形成された新たな情報について、第1項の規定に合致する場合には、公然と知られていない事由に該当する。

第7条 本規定における商業的価値を有するとは、営業上の情報が現実的又は潜在的な価値を有し、権利者に資産の増加、営業収入又は利益の増加、ユーザー数の増加、コスト・費用の削減、研究開発期間の短縮、取引機会の増加、営業上の信用又は商品の評価の向上等の営業上の利益又は競争優位性をもたらし得ることをいう。

生産経営活動において形成された段階的成果又は失敗した実験データ、技術的解決手段等が第1項の規定に合致する場合には、商業的価値を有する事由に該当する。

第8条 本規定における権利者とは、営業秘密の所有者及び営業秘密の所有者の許諾、権限付与を受けた営業秘密の被許諾者、被付与者をいう。

第9条 本規定における権利者が相応の秘密保持措置を講じるとは、権利者が営業秘密の漏えいを防止するために、営業秘密及びその媒体の性質、営業秘密の商業的価値等の要素に適した合理的な秘密保持措置を講じることを行う。

次の各号に掲げる事由は、権利者が講じる相応の秘密保持措置に該当する。

(一) 秘密保持契約を締結し、又は契約において秘密保持義務を取り決める。

(二) 規則制度の構築、研修の実施、書面による告知等の方法を通じて、営業秘密に接触、取得することが可能な従業員、元従業員、供給業者、顧客、来訪者等に対して秘密保持要件を提示する。

(三) 秘密に係る工場、作業場、実験室、事務所等の事業所への立入りを禁止若しくは制限し、又はそれらに対して区分管理を行う。

(四) 遠隔勤務、越境協働等の場面において、権限の階層化、データマスキング、操作ログの保持等の技術秘密保持措置を講じる。

(五) 表示、分類、隔離、暗号化、封印、営業秘密及びその媒体に接触又は取得することが可能な者の範囲を制限する等の方法により、営業秘密及びその媒体に対して区分管理を行う。

(六) 営業秘密に接触、取得することが可能なコンピュータ機器、ネットワーク機器、記憶装置等に対して、使用、アクセス、記憶、複製等を禁止又は制限する等の措置を講じる。

(七) 離職する従業員に対して、その接触、取得した営業秘密及びその媒体を登録、返還、削除、廃棄し、引き続き秘密保持義務を負うことを要求する。

(八) その他の合理的な秘密保持措置を講じる。

第10条 事業者は、盗難、賄賂、詐欺、脅迫、電子的侵入又はその他の不正な手段により権利者の営業秘密を取得してはならない。

次の各号に掲げる事由は、本規定における不正な手段に該当する。

(一) 権限を付与されず、又は付与された権限の範囲を超えて、権利者の管理下にある、営業秘密を含み、又はそこから営業秘密を導き出すことができる文書、物品、材料、原料等の媒体に無断で接触、占有又は複製する。

(二) 財物又はその他の財産上の利益の提供、人身への脅威等の方法を通じて、権利者の従業員、元従業員又はその他の組織、個人に賄賂を提供、脅迫又は欺くことにより営業秘密を取得させる。

(三) 権限を付与されず、又は付与された権限の範囲を超えて、権利者のデジタルオフィスシステム、サーバ、メールボックス、クラウドストレージ、アプリケーションアカウント等に無断で侵入し、又は悪意あるプログラムの設置、脆弱性攻撃等の技術的手段を通じて営業秘密を取得する。

(四) 権限を付与されず、付与された権限の範囲を超え、又は権限付与期間の満了後、無断で営業秘密をダウンロードし、又は権利者の管理が及ばない電子メールボックス、クラウドストレージ等のネットワーク上のストレージ空間又は電子機器に転送する。

(五) その他の権利者の営業秘密を取得する不正な手段。

第 11 条 事業者は、不正な手段により取得した権利者の営業秘密を開示、使用し、又は他人による使用を認めてはならない。

本規定における開示とは、営業秘密を権利者以外の第三者に漏えいし、又は営業秘密を公表し、関連の公衆が一般的に了知し、又は容易に取得できるようにする。

本規定における使用とは、営業秘密を直接使用し、又は営業秘密を修正、改良後に使用し、又は営業秘密に基づき関連の生産経営活動を調整、改善することをいう。

第 12 条 事業者は、秘密保持義務又は権利者の営業秘密保持に関する要求に違反し、その掌握する営業秘密を開示、使用し、又は他人による使用を認めてはならない。

秘密保持義務又は権利者の営業秘密保持に関する要求は、一般的に次の各号に掲げる内容を含むものとする。

(一) 労働契約、秘密保持契約、売買契約等において営業秘密保持を取り決める。

(二) 契約上の取決めはないが、契約の性質、目的及び取引慣行、商業道德等に基づき、信義誠実の原則に従い、営業秘密保持義務を負う。

(三) 権利者が営業秘密を知る関連の主体に対して秘密保持を要求している。関連の主体は契約関係を通じて当該営業秘密を知る者、及び研究開発、生産、検査、認証等の活動への参加を通じて当該営業秘密を知る者を含め、これらに限らないものとする。

(四) 契約上の取決めはないが、権利者が規則・制度又は合理的な秘密保持措置を通じて、従業員、元従業員、協力先等に対して営業秘密保持を明確に要求している。

(五) その他の秘密保持義務を負い、又は権利者が営業秘密保持を要求している。

第 13 条 事業者は、他人に対して秘密保持義務又は権利者の営業秘密保持に関する要求に違反するよう教唆、誘引、幫助し、権利者の営業秘密を取得、開示、使用し、又は他人による使用を認めてはならない。

次の各号に掲げる事由は、他人に対して営業秘密を侵害するよう教唆、誘引、幫助する行為に該当する。

(一) 明示的又は暗示的な方法により、他人に営業秘密を侵害するよう唆し、指図する。

(二) 明示的又は暗示的な方法により、物質的な報酬又は役職の約束等の非物質的な報酬を通じて他人に営業秘密を侵害するよう誘導する。

(三) 他人が営業秘密を侵害していることを知り、又は知り得べきであったにもかかわらず、依然としてその者に資金、技術、設備等の便宜を提供する。

(四) その他の他人に営業秘密を侵害するよう教唆、誘引、幫助する行為。

第 14 条 事業者以外のその他の自然人、法人及び非法人組織が本規定第 10 条から第 13 条までに定める違法行為を実施した場合には、営業秘密の侵害とみなす。

第三者が営業秘密の権利者の従業員、元従業員、協力先又はその他の組織、個人が本規定第 10 条から第 13 条までに定める違法行為を実施していることを明らかに知り、又は知り得べきであったにもかかわらず、依然として当該営業秘密を取得、開示、使用し、又は他人による当該営業秘密の使用を認める場合には、営業秘密の侵害とみなす。

第三者が明らかに知り、又は知り得べきであったかを判断する場合には、関連の営業上の情報の秘密保持の程度、取得経路と方法の合理性、取引価格、第三者と営業秘密の権利者の関係、業界慣行等の要素を総合的に考慮しなければならない。

第 15 条 次の各号に掲げる行為は、一般的に営業秘密を侵害する行為に該当しないものとする。

(一) 独立して発見し、又は独自に研究開発を行う。

(二) 公開されたルートから取得した製品に対して、分解、測量・製図、分析等を行い、当該製品の関連の技術情報を取得する。

(三) 営業秘密の権利者の元従業員が業務中に蓄積した一般知識、技能、業界経験、又は公開されたルートを通じて取得することが可能な業界情報を利用して業務を行う。

(四) 違法・犯罪行為の暴露、国の安全保障及び社会公共の利益の維持等の需要に基づき、

法により国家機関、行政機能を担う法定機関及びその職員に営業秘密を開示する。

(五) その他の営業秘密の侵害に該当しない行為。

第 16 条 すべての組織及び個人が営業秘密を侵害する行為に対して社会監督を行うことを奨励、支援、保護する。市場監督管理部門は、通報者及び営業秘密を侵害する行為の調査・処分に協力する組織及び個人の情報について秘密保持を行わなければならない。

第 17 条 権利者は、その営業秘密が侵害を受けたと判断した場合には、市場監督管理部門に通報することができる。

権利者は、通報する場合には、その営業上の情報が営業秘密に該当する初歩的な証拠資料及び当該営業秘密が侵害された疑いのある具体的な手掛りを提出し、かつ通報内容の真実性に対して責任を負わなければならない。市場監督管理部門は、業務上の必要に基づき、通報者に対して通報資料の補充を要求することができる。

いかなる組織及び個人も、営業秘密を侵害する事実を捏造して他人を陥れ、若しくは恐喝行為を行ってはならず、又は通報権を濫用して市場競争の秩序及び市場監督管理の秩序を乱してはならない。

第 18 条 権利者の営業上の情報が営業秘密に該当することを示す初歩的な証拠資料は、一般的に次の各号に掲げる内容を含むものとする。

(一) 営業上の情報の形成過程及び形成時期。

(二) 営業上の情報が公然と知られておらず、又は本規定第 6 条第 2 項に定める事由に該当しない。

(三) 営業上の情報の商業的価値。

(四) 権利者が当該情報に対して講じた秘密保持措置。

(五) その他の権利者の営業上の情報が営業秘密に該当することを証明することができる証拠資料。

次の各号に掲げる手掛りは、一般的に営業秘密が侵害された疑いのある具体的な手掛りとすることができる。

(一) 営業秘密を侵害した疑いのある者（以下、「被疑侵害者」という）が営業秘密を取得するルート又は機会を有することを示す手掛り。

(二) 営業秘密の秘密保持措置が被疑侵害者に不正な手段により破壊されたことを示す手掛り。

(三) 営業秘密がすでに被疑侵害者に実際に取得されたことを示す手掛り。

(四) 営業秘密がすでに被疑侵害者に開示、使用され、又は開示、使用されるリスクが存在することを示す手掛り。

(五) その他の営業秘密が被疑侵害者に侵害されていることを示す手掛り。

第 19 条 市場監督管理部門は、手掛りに関する通報を受理した後に、法により調査を行い、かつ立件するか否かを決定しなければならない。

調査を経て、次の各号に掲げる要件に合致する場合には、立件しなければならない。

(一) 営業秘密を侵害する行為の存在を初歩的に証明する証拠があり、法により行政処罰を科すべきである。

(二) 本部門の管轄に該当する。

(三) 行政処罰を科す法定期間内にある。

第 20 条 被疑侵害者、利害関係人及びその他の関連組織、個人は、関連資料又は状況について事実即して市場監督管理部門に提供しなければならない。

被疑侵害者が使用する情報と権利者が主張する営業秘密が実質的に同一であり、かつ被疑侵害者が営業秘密を取得する条件を有することを証明する証拠がある場合には、市場監督管理部門は、被疑侵害者に営業秘密を侵害する行為が存在すると認定することができる。ただし、被疑侵害者が使用する情報が合法的に取得され、又は使用されたものであることを証明する証拠がある場合を除く。

第 21 条 市場監督管理部門及びその職員は、調査過程において知り得た営業秘密に対して法により秘密保持義務を負い、権利者の営業秘密を違法に開示、使用し、又は他人による使用を認めてはならない。

市場監督管理部門は、行政処罰の決定を法により公開する場合には、営業秘密に係る内容を公開してはならない。

第 22 条 権利者、被疑侵害者は、法定資格を有する鑑定機関に委託し、権利者の情報が公然と知られているものか否か、被疑侵害者が使用する情報と権利者の情報が実質的に同一であるか否か等の専門的な事項について鑑定を行い、又は専門知識を有する者に委託し、上述の事項について専門意見を提出させ、かつ関連の鑑定結果又は専門意見を市場監督管理部門に提出することができる。

第 23 条 市場監督管理部門は、営業秘密を侵害した疑いのある行為を調査する場合には、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(一) 営業秘密を侵害した疑いのある行為に係る事業所への立入検査を行う。

(二) 調査対象の被疑侵害者、利害関係人及びその他の関連組織、個人に事情聴取を行い、関連状況の説明又は調査対象行為と関係があるその他の資料の提供を要求する。

(三) 営業秘密を侵害した疑いのある行為と関係がある契約、帳簿、伝票、文書、記録、業務上の往復書簡及びその他の資料を閲覧、複写する。

(四) 営業秘密を侵害した疑いのある行為と関係がある財物を差し押さえ、押収する。

(五) 営業秘密を侵害した疑いのある行為を行った事業者の銀行口座を照会する。

第 1 項に定める措置を講じる場合には、市場監督管理部門の主な責任者に書面により報告し、かつ承認を受けなければならない。第 1 項第 4 号、第 5 号に定める措置を講じる場合には、設区市級以上の市場監督管理部門の主な責任者に書面により報告し、かつ承認を受けなければならない。

市場監督管理部門及びその職員は、法により調査を実施し、又は調査協力を要求する場合には、事業者の正常な生産経営活動への影響を回避し、又はできる限り減少させなければならない。

第 24 条 本規定に違反し、営業秘密を侵害した場合には、県級以上の市場監督管理部門が不正競争防止法第 26 条の規定に従い、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、10 万元以上 100 万元以下の過料を科す。情状が重大である場合には、100 万元以上 500 万元以下の過料を科す。

第 25 条 不正競争防止法第 26 条の規定に従い違法行為の停止を命じる場合には、その停止期間は、一般的に関連の営業上の情報が営業秘密に該当しなくなるまで継続しなければならない。

違法行為の停止命令は、一般的に次の各号に掲げる内容を含むものとする。

(一) 侵害者に対して、権利者の営業秘密の使用停止を命じる。ただし、権利者の同意がある場合を除く。

(二) 侵害者に対して、営業秘密の媒体を権利者に返還し、又は廃棄することを命じる。

(三) 侵害者に対して、営業秘密を含む侵害製品又は中間製品の廃棄を命じる。ただし、権利者が買取り、販売等のその他の処理方法に同意する場合を除く。

(四) 侵害者に対して、その取得した権利者の営業秘密の削除を命じる。

(五) 権利者の営業秘密を侵害するその他の行為の停止を命じる。

第 26 条 次の各号に掲げる事由は、不正競争防止法第 26 条における情状が重大であることに該当する。

(一) 権利者にもたらす直接損失の金額が大きい。

(二) 権利者の生産経営活動に対して重大な不利益をもたらす。

(三) 国の利益、社会公共の利益を脅かす。

(四) 2 年以内に営業秘密侵害により行政処罰を受けた後に、再び営業秘密を侵害する行為

を行う。

（五）その他の情状が重大である事由。

第 27 条 本規定に違反し、犯罪の疑いがある場合には、法により司法機関に移送し、刑事責任を追及する。

第 28 条 本規定における営業上の情報が国家秘密に該当する場合には、「中華人民共和国国家秘密保護法」の規定に従い保護する。

第 29 条 中華人民共和国の域外において営業秘密を侵害する行為を実施し、域内の市場競争の秩序を乱し、域内の事業者の合法的権益を損ねた場合には、不正競争防止法及び関連法の規定に従い処理する。

第 30 条 法律、行政法規の規定により、その他の部門が営業秘密を侵害する行為に対する監督・検査を行う場合には、その規定に従い執行する。

第 31 条 本規定は、2026 年 6 月 1 日より施行する。1995 年 11 月 23 日付旧国家工商行政管理局令第 41 号により公布された「営業秘密を侵害する行為の禁止に関する若干の規定」は同時に廃止する。

※本資料はジェトロが政府公表資料に基づき独自に作成した翻訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

出所先：国家市場監督管理総局

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2026/art_a89ca909478b460595670fab02b21d3.html